

平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年6月5日(火) 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 3件 |
| 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第5条の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

4番、鈴木一男委員

5番、山田芳裕委員を指名いたします。

葛山 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は、第1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長
葛山 議長 8番、石井栄一班長
石井 班長 第1班の現地調査の報告をいたします。
5月29日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、農用地利用集積計画について2件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について3件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件の計7件です。
1班といたしましては、いずれの案件も許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
山田主任主事 議長
葛山 議長 山田主任主事
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。
申請地は、畑2筆、合計面積1,012平方メートルの内263.56平方メートルです。
転用計画は、使用貸借による農家住宅用地です。
申請理由は、譲受人は現在アパートに居住し、手狭になっており、新居を農地の近くに計画し、営農環境の改善を図るもので、転用計画は適当であるものと思われまます。
周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として周囲をコンクリートブロック4段積みで囲うとともに、集水桝から側溝に放流することにより、敷地外への土砂等の流出を抑制します。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であるので、第2種農地に該当しますが、代替性として、農地との近接を目的とした営農環境の改善であることから、申請地は他の土地で代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関からの借入金で賄い、事前審査結果通知書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われます。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員

議長

葛山 議長

10番、鈴木有光委員

鈴木 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

5月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積1,012平方メートルの内263.56平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、農地の残地について、今後もしっかり耕作すること、前面道路は非常に交通量が多く通学路にもなっていることから、工事期間中はもとより施工後も十分注意すること、許可後は速やかに着工し、完成後は工事完了報告書を提出すること、事業内容等に変更が生じた場合は、必ず事前に事務局へ相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年5月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積1,389平方メートルの農地を、新規に10年間の賃貸借による利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

なお、申請地は現在遊休農地の指導対象となっておりますが、本計画に伴い、一部の遊休農地の解消が図れるものであり、また、隣接には遊休農地は残るものの、今後に解消が期待される案件となりました。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

葛山 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積1,389平方メートルの遊休農地です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借により利用権の設定を10年間行おうとするものであり、併せて遊休農地が解消されるものです。

調査の結果、農地の円滑化利用が図られ、有意義な事例であり、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より平成30年5月24日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積4,290平方メートルの農地の賃借権による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑1筆、面積4,290平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、賃借による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

葛山 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積971平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

葛山 議長 6番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑2筆、合計面積971平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であることを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2でございます。

申請地は、畑6筆、合計面積3,758平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び
事情聴取により確認しています。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、
審議番号2の調査報告をいたします。

申請地は、畑6筆、合計面積3,758平方メートルの梨及び普通畑でし
た。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするため
に申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業
従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主た
る従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のな
い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました

葛山 議長 続いて、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につ
いて、審議番号3を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

- 山田主任主事 同しく、議案書の5ページをご覧ください。
議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号3でございます。
申請地は、畑1筆、面積1,163平方メートルです。
本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。
買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。
買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。
以上です。
- 葛山 議長 現地調査の報告を求めます。
澁谷 委員 議長
葛山 議長 澁谷好治推進委員
澁谷 委員 議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号3の調査報告をいたします。
申請地は、畑1筆、面積1,163平方メートルの普通畑でした。
本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われまます。
皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上で報告を終わります。
- 葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。
(「なし」との声多数あり)
- 葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。
それでは、採決をいたします。
審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 葛山 議長 全員賛成により、審議番号3は可決されました。
葛山 議長 続いて、議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を議題といたします。
- 葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
浅海 次長 議長
葛山 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の6ページをご覧ください。
議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑2筆、面積3,920平方メートルの梨畑です。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者2名の計3人で梨を作付けし、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、従事年数、年間従事日数、耕作等につきましては、農業経営の実態証明書により確認しており、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長

現地調査の報告を求めます。

濱田 委員

議長

葛山 議長

濱田光一推進委員

濱田 委員

議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号1を報告いたします。

5月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積3,920平方メートルの生産緑地に指定された梨畑です。

現地は梨畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議の程よろしくお願いします。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長

無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長

全員賛成により、議案第4号は可決されました。

葛山 議長

以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続いて、報告事項を議題とします。

報告第1号から第2号までを報告いたします。

葛山 議長

事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第5条の規定による転用届出についての3件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。

以上です。

葛山 議長

ただいま報告のあったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長

これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第6回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年6月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁 隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 一 男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山 田 芳 裕